

件 名 「多様性尊重条例骨子案」を抜本的に見直して再提案を求めることについて

要 旨

私たち新日本婦人の会は、女性の願いや子どものしあわせを願い運動を続け、2022年10月創立60年を迎えた。とりわけ、創立当時から、生活の向上及び女性の権利をかかげ、さまざまな分野にわたり、男女平等の社会をめざし声をあげてきた。

千葉県は、唯一「男女共同参画条例」のない県として、長い間残念な思いでいたがこのたび県は「多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を作成するというので、期待をもつて受け止めていた。2023年8月30日に骨子案が公表され、中身を読み、大変驚いた。まず、「千葉県の経済のための多様性の尊重」なのかという印象を強くもった。多様性とは、人権そのものである。

男女共同参画基本法の基本理念は①男女の人権の尊重、②社会における制度等についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他活動の両立、⑤国際的協調をかかげ、国、地方、公共団体、国民にそれぞれ責務を定めている。

まず、基本法③にもあるように作成に当たっては、多くの県民関係団体、有識者などの意見を十分に聞き練り上げていくこと、また、タウンミーティングを広く開き、県民の声を充分反映させる。そして、「趣旨（背景）」「目的」「基本理念」「めざす社会」などだが、骨子案は「誰もがその人らしく活躍」「社会の活力」「創造性の向上」などの言葉がめだっているが、「人権尊重」が土台にあってこそ、誰もが自分らしく生きられ活躍できる社会へとつながるものだと思う。

今回だされている骨子案が「男女共同参画条例」が唯一ない県の条例とは到底認めることはできない。今回も短時間で作成に至ったということだが、骨子案作成時から広い県民の意見を募り、基本法の理念に基づいた条例の作成を求める。

以上の趣旨から、「多様性尊重条例骨子案」を見直し再提出を、幅広い県民や有識者、関係団体の意見をきき、反映させたものとするよう措置願いたい。